

重要事項説明書 (訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションやわらぎ三方原
所在地	〒433-8105 静岡県浜松市中央区三方原町 656 番地
事業所指定番号	2 2 6 7 2 9 0 9 3 6
事業所電話番号	0 5 3 - 5 4 3 - 5 2 8 0
管理者	高岡 直子
サービス提供地域	浜松市全域、磐田市一部（竜洋・豊田・磐田豊岡）

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者 (管理者兼看護師)	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	1 名 (常勤) 2 名 (非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで (注) 年末年始 (12/29~1/3)、 日曜日はお休みとさせていただきます。	午前 8:30 から午後 5:30 まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護を行っています。

緊急時の訪問看護 (24 時間対応)

利用する

利用しない

4. 事業の目的

介護保険法等の関係法規に従い、利用者様が有する能力に応じて、生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する。

5. サービス利用料及び利用者負担

- 1) サービス利用料及び利用者負担は、別添「訪問看護利用料金表」1, 2に記載。
- 2) 金額は介護保険法、健康保険法に基づく法定利用料です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。
- 4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
- 5) 死後の処置料、謄写代、キャンセル料、交通費等は頂きません。

6. サービス提供内容

1. 指定（介護予防）訪問看護（介護保険）の内容

- (1) 病状の観察：病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍等のチェック、異常の早期発見等
- (2) 療養生活上のケア・指導：清潔、食事、排泄等の介助・指導等
- (3) 薬の相談・指導等：薬の作用副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認等
- (4) 医師の指示による医療処置：点滴、カテーテル管理（胃瘻、尿留置カテーテル等）、インシュリン注射等
- (5) 医療機器の管理：在宅酸素、人工呼吸器等の管理等
- (6) 褥瘡予防・処置：褥瘡防止の工夫や指導、褥瘡手当て等
- (7) 介護予防：健康管理、低栄養や運動機能低下予防の助言等
- (8) 家族等への介護支援・相談：介護方法の指導、病気や介護に関する相談、療養環境の整備・福祉用具導入・住宅改修等への助言等
- (9) リハビリテーション：拘縮予防や機能回復訓練、日常生活動作の訓練、肺炎予防や摂食・嚥下機能訓練、社会復帰への支援等
- (10) ターミナルケア：緩和ケア、がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援、遺族への精神的支援等
- (11) 在宅移行支援：入院先の医師や看護師等との連携、退院後の在宅療養の準備や指導等

2. 指定訪問看護（医療保険）の内容

- (1) 指定介護予防訪問看護（介護保険）の内容に準じる
- (2) 認知症・精神疾患のケア：利用者と家族の相談、援助、対応方法の助言等

7. 以下の日程、内容にて指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供します。

(1) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画に沿って訪問を提供します。

	日程	時間帯	内容（概要）
①		～	
②			

8. 秘密の保持と個人情報保護について

- 1) 当事業所は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族または後見人の秘密を洩らしません。この秘密保持は、契約が終了したあとも継続致します。
- 2) 当事業所及びその職員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し、あらかじめ文書により同意を得なければ、個人情報の使用は致しません。
- 3) 当事業所及びその職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとします。

9. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待の防止のための対策委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- 3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的の実施しています。
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責 任 者： 管理者 高 岡 直 子

- 5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 感染管理対策について

- 1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 感染症が発生した場合には蔓延しないよう、次に掲げる措置を講じます。
 - ①ステーションにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、従業者に周知徹底をしています。
 - ②ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施しています。

11. 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 4) 社会情勢及び天災時の訪問看護について、下記の対応をさせていただきます。
 - ① 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
 - ② 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

12. ベースアップ評価料について（医療保険）

- 1) ベースアップ評価料とは、昨今の看護職員の処遇改善問題を受けて、令和6年度より看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者を除く)について賃上げを実施していくことを目的とした評価料です。
- 2) 厚生労働省の指針に沿い、利用者様からのご負担により行うことが定められています。
- 3) 年2回の報告書の提出が義務付けられています。

13. 訪問看護医療 DX 情報活用について（医療保険）

- 1) 居宅同意取得型のオンライン取得確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供できるように取り組みます。
 - ① 電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っています
 - ② 電子資格確認を行う体制を有しています

14. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：訪問看護ステーションやわらぎ三方原
(電話番号) 053-543-5280
- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、営業時間内にご連絡ください。

15. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。

苦情相談担当者 管理者 高岡 直子

受付日時 月曜日～土曜日（日曜日、12月29日～1月3日を除く）

連絡先 訪問看護ステーションやわらぎ三方原

電話番号 053-543-5280

電話対応時間 8:30～17:30

《行政の苦情相談窓口》

担当部署	連絡先
浜松市 健康福祉部 介護保険課	053-457-2875
中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内	053-457-2324
中央福祉事業所 長寿支援課 東行政センター内	053-424-0184
中央福祉事業所 長寿支援課 西行政センター内	053-597-1119
中央福祉事業所 長寿支援課 南行政センター内	053-425-1572
浜名福祉事業所 長寿保険課 浜名区役所内	053-585-1122
浜名福祉事業所 長寿保険課 北行政センター内	053-523-2863
天竜福祉事業所 長寿保険課 天竜区役所内	053-922-0065
磐田市高齢者支援課	0538-37-4869
静岡県国民健康保険団体連合会（苦情専用）	054-253-5590

16. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。